

## 宇部市文化芸術振興条例&lt;仮称&gt;（骨子案）

規定する項目	内 容
1 前 文	<p><b>本市の歴史や特性とこの条例の制定の趣旨について、以下の内容を「前文」として条例に規定する。</b></p> <p>① 宇部市発展の歴史とその中で生まれた市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱を元にした、その後の都市緑化や公園整備など様々な分野での幅広い展開、特に彫刻によるまちづくりへの取組による宇部市固有の情景の醸成など本市の独自性、特性に関すること。</p> <p>② 本市の文化施設の拠点である渡辺翁記念会館について、国内外の著名な音楽家等の舞台芸術の公演や市民の幅広い文化の鑑賞、活動の場として活用していること。</p> <p>③ 文化は人を育て、人と人のつながりを生み出し、心豊かな市民生活を送るための源泉であるとともに、観光や産業など様々な分野の活力を促し、まちを豊かにするためのエッセンスであること。</p> <p>④ これまで築いてきた市民主体の文化活動を継承し、さらに発展させるとともに、新たなまちの価値を高めるため、市と市民が協働して文化によるまちづくりに取り組むことを目指すこと。</p>
2 目 的	<p><b>この条例の制定の目的として、以下のことを規定する。</b></p> <p>文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定め、その実現のための基本的な方針や市と市民（団体を含む。以下同じ。）との協働による取組、役割その他の基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化振興施策の推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。</p>
3 定 義	<p><b>この条例で使用する用語の定義として、「文化」について、以下のとおり規定する。</b></p> <p>「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ、学術、景観、観光及び市民が主体となって行う生涯学習その他の創造的な諸活動をいう。</p>

<p>4 基本理念</p>	<p><b>文化の振興及び文化によるまちづくりの基本理念として、以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 文化に関する活動を行う市民の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。</p> <p>② 市の独自性あふれる文化を保存、継承し、及び新たな価値を創造すること。</p> <p>③ 子ども達をはじめ多くの市民が文化に触れる機会を充実させ、文化意識や人材の育成に努めること。</p> <p>④ 文化による人づくりや人と人のつながりを生み出すという観点を重視し、市民力を高めるため、市と市民の協働による文化の振興に努めること。</p> <p>⑤ 文化の振興に関する活動や取組を観光や産業など他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。</p>
<p>5 市の役割</p>	<p><b>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市の役割を以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 市民と協働して文化の振興に関する施策を総合的及び計画的に推進する。</p> <p>② 文化の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p>
<p>6 市民の役割</p>	<p><b>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市民の役割を以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 自らが文化の担い手であることを自覚し、文化の創造、享受、継承及び発信に積極的に努める。</p> <p>② 多様な文化の活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努める。</p>

<p>7 基本方針</p>	<p><b>文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長が定める基本方針について、以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 基本方針に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に関する市民の自主的な活動の促進及び市との協働による取組の推進に関すること。</li> <li>・伝統文化や地域の文化財の保存、継承及び活用に関すること。</li> <li>・青少年や学校教育における文化活動への支援に関すること。</li> <li>・広く市民が文化を鑑賞し、参加するなど文化に触れる機会の充実及び文化意識の高揚や人材の育成に関すること。</li> <li>・文化施設の充実及び効率的・効果的な管理運営に関すること。</li> <li>・文化の振興への取組の経済関係分野との連携及び情報通信技術の活用による効果的・魅力的な発信に関すること。</li> </ul> <p>② 基本方針を定めるときの手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を定めるときは、あらかじめ宇部市文化振興審議会（仮称）の意見を聴かなければならないこと。</li> <li>・基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。</li> </ul>
<p>8 審議会</p>	<p><b>基本方針を定めるときの意見聴取のほか、本市の文化の振興に関する事項について、市長が諮問する附属機関を設置することについて、以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 宇部市文化振興審議会（仮称）を置くこと。</p> <p>② 審議会は、委員10人以内をもって組織すること。</p> <p>③ 委員は、学識経験者、文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者及び市民のうちから、市長が任命すること。</p> <p>④ 審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に市規則で定めること。</p>